

小郡市立味坂小学校「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめの定義と理解

(1) いじめの定義について（法におけるいじめの定義）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条より）

- 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人的関係を指す。
- 「心理的な影響」とは、冷やかしやからかい、悪口や脅し、嫌なことを言われる。仲間はずし、集団による無視。パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる。 等
- 「物理的な影響」とは、嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。金品をたかられる。金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。 等

(2) いじめに対する理解について

学校においては、児童間のトラブルを上記の「いじめの定義」に照らして指導するのではなく、軽微なものも含めて、常にその解消に向けて指導することが必要である。

また、いじめは、どの子どもにも・どの学校でも起こりうるものであるという認識を持ち、いじめ問題が起こった場合には、いじめられたとする児童の立場に立ち、いじめがあったという認識のもとで受容的に接するとともに、いじめられた児童を全面的に支援する。同時にいじめた児童にも対応する。

2 いじめの未然防止のため推進事項

いじめの未然防止のため、学校の教育活動全体を通して、次のことを推進する。

- ・すべての児童に対する「いじめは決して許されないこと」「いじめは人権侵害であること」の理解の促進

（2年生・4年生でいじめについて1時間学習する）→カリキュラムに位置付ける

- ・児童の豊かな情操や道徳心の涵養
- ・心の通う人間関係を構築する能力の素地の育成
- ・ストレスに適切に対処できる力の育成
- ・自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりの推進
- ・いじめ問題への取組について、学校・家庭・地域が一体となって取組を推進することの啓発

3 具体的な取り組み

① いじめを生まない教育活動の推進

命の大切さを学ぶ道徳教育の充実や体験活動の充実。学級活動の充実。命の大切さやいじめに関する講話の実施、人間関係をつくる教育活動を推進する。一人ひとりが大切にされ、自尊感情を感じることのできる学級集団づくり。

② いじめの早期発見

「いじめの早期発見・早期対応の手引き」（県教育委員会作成）の活用。いじめアンケート等の定期的な実施や教育相談活動の実施。

③ いじめの早期対応

「学校いじめ防止対策委員会」（健やかな体部会を含む）の月1回開催の徹底。

④ 児童理解と教育相談体制の整備

共感的・受容的な見方・考え方を基本とした本質的な児童理解を図る。教育相談日の周知徹底やスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用等で学校の教育相談機能の向上を図る。

性的少数者等、特にきめ細かな対応が必要な児童の特性を踏まえた適切な支援を図る。

⑤ 教員研修の実施

「学校いじめ防止基本方針」の共通理解をはじめ、いじめ防止等のための対策に関する校内研修を実施する。

⑥ 保護者・地域等への働きかけ

リーフレット（県教育委員会等作成）配布や「いじめ撲滅月間」における取組の推進を図る。

⑦ 適切な学校評価・教員評価

「学校いじめ防止基本方針」に基づく、いじめ防止等の取組に係る達成目標を設定し、P D C Aサイクルに基づいた評価取組の改善を図る。

4 取り組みの重点

① 特別支援学級や在籍児童に対する理解を図るための、人権学習や啓発（各学級での話）を適宜行う。

② 毎週水曜日・朝（8：20～8：30）に事例交流を行い、全職員で児童理解に努め、組織的な対応をする。

③ 4月に家庭訪問、6月に児童との個人面談を実施する。

④ 携帯所持・使い方に関するアンケートを実施し、その結果をもとにした指導・啓発を行う。

→中・高学年対象の携帯教室実施。（時期は2学期）

⑤ 学校生活やいじめのアンケート（5・6・7・9・10・11・12・1・2月）を実施し、必要に応じて、「学校いじめ防止対策委員会」を実施する。

⑥ 小郡市立味坂小学校「学校いじめ防止基本方針」をホームページに記載するとともに、入学時、各学年の開始時に児童、保護者、関係機関等に説明を行う。

⑦ お便りを通して、教育相談（臨時の家庭訪問）日を設定することと隨時教育相談が可能であることを保護者に知らせる。

5 その他（重大事態への対処等）

学校だけでは対応が困難な事案に対しては、積極的に関係機関・団体等との連携を図りながら、取り組みを推進する。重大事態が起こった際には、「小郡市いじめ防止基本方針」（4 重大事態への対処）に則り、対処する。

6 組織 学校いじめ防止対策委員会

校長・教頭・主幹教諭・生徒指導担当・支援加配・人権同和教育担当・他職員・養護教諭・関係教諭・スクールカウンセラー・ソーシャルワーカー・スクールサポーター

7 その他 平成26年4月 策定 令和2年6月 改定